

○議長（一條 光君） 通告11番、2番尾形 明君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔2番 尾形 明君 登壇〕

○2番（尾形 明君） おはようございます。

一般質問の方は初めてでございます。スポーツ系で言えばアンカー、紅白歌合戦で言えばトリです。きょうの天気のようにすっきりと質問したいというふうに思いますので、よろしく願います。

通告していたとおり「スポーツ・生涯学習のまち宣言」が必要ではないかというふうなことで、言うまでもなく、世の中は収入の減、雇用、そして子育て、老後の生活に対する不安等で大変厳しい状況下に置かれております。このような中で加美町は総合計画に基づいてまちづくりを進めておりますが、町長さんにおきましては加美町の総合計画の中の基本計画、基本構想、まちづくりの基本理念、あるいはキャッチフレーズ、あるいは六つあります加美町の将来像についてはすべて見ないで語れるとは思いますが、町民においては今後の加美町がどんな町になっていくのか、何を目指しているのか、なかなか見えにくい状況にあります。もっとわかりやすく、そして身近な目標の設定があれば、みんなで元気なまちづくりができるのではないかと思います。

特に、スポーツや生涯学習の分野は人から言われてやるものではなく、自分自身が進んでやるのが大切ですが、環境づくり（ソフト面）においては行政の責任ではないのかというふうに思います。リーダーの強い姿勢を求めます。

そこで、今こそ内外に強いメッセージを発するときであり、健康づくり、人づくり、元気なまちづくりのためにも、「スポーツ・生涯学習のまち宣言」、もしくは「健康づくりのまち加美宣言」も必要ではないかというふうに思います。よろしく願います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 尾形 明議員から一般質問最後の質問をいただきました。

新人議員でアンカーなり、トリをとるということはなかなかできないものでございまして、その意気込みのほどがひしと伝わってまいりますので、答弁もしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

御質問の趣旨は、要するにメッセージの発信方、町が、町長がどういうことを考えているのかを最もわかりやすい方法で示した方がいいんじゃないのかということだろうかというふうに思います。そういう意味で御提案をいただいております「スポーツ・生涯学習のまち」を宣言したらどうかということも、その分野では大事なことはないかという御指摘だろうというふうに思い

ます。そして、町というのは、自治体というのは、もちろん健康で、ここに示されておるとおり人づくり、元気なまちづくりというものは、何の分野においてもこれは共通するというか、それがいわゆる町としての体力ということだろうというふうに思います。

したがって、これを特別宣言しなくても、毎日そういう思いで取り組む方策を考えるとというのが、基本的には行政の仕事なんだろうというふうに思っております。ジャンルはいっぱいあるわけございまして、町も総務課から企画課から建設課、農林課、商工観光課、町民課、住民係、要するに税務課、保健福祉のと、いろいろなジャンルがあるわけでありまして、これがどれが一つ欠けても、その理念が違う形で進むということはある得ないことございまして、これの歯車がしっかりと噛み合うということがまちづくりの一番基本を成すものだというふうに心得て仕事をさせていただいているということございまして。

そんなことで、このスポーツ生涯のまち宣言ということの御提言でございますけれども、生涯学習を推進している町としては、これをアピールするということ、住民みずから生涯学習への取り組み意識の啓発につながるということはそのとおりだというふうに思います。その一方で、生涯学習やまちづくりというものは町民一人一人が主役でございます。したがって、宣言するためには町民と行政をつなぐ人材の発掘と育成、町民のニーズの把握、自立的な学習の機会を実現するためのリーダーシップ、こういったものの展開される環境の整備と、そしてまたそれが事業を展開する場合にそれなりの準備も必要でございます。というようなことが備わっているということが条件になるんだろうというふうに思います。

しかし、考えてみますと、合併してからもいろいろな取り組みを見ておりますと、加美町は既にもうスポーツ少年団の加入率などを見ても県内のトップクラスでございますし、それを指導している指導層の充実というものはほかの町にもないものであると私自身は見ております。尾形議員もその一翼を担ってこれまで活躍をされてきた、育ててきた方でありまして、そういったものをさらに発展をさせていくということは非常に大事なことだろうというふうに思いますし、ぜひこの方向性をつけていくということに今後ともお力をいただきたいというふうに思っております。

生涯学習という言葉そのものが出来たのはもう20年も前のこと。それ以上前から生涯教育という形で出来たこと。生涯学習はすべての住民が参画をする、そういう物のとらえ方ということで、町としても町長を本部長とする組織体系というものがあるわけございまして。しかし、これを生涯学習の町として宣言をするということになりますと、これは町が、いわゆる私がそれを提案する方法がよろしいのか、あるいはそこまでのいろいろな形でかかわってこられたスポーツ団

体もございますし、文化団体もあるわけでございます。こういう組織がこぞってこういう方向を目指すんだというものを町にぶつける形で議会がそれを取りまとめて宣言をつくるという方法もあるのではないかというふうに思っております。むしろ、私としてはこういう時代においては、そういう取り組みは自発的なものが望ましいだろうというふうに考えておるところでございます。これを否定するものではないわけでございますけれども、その行き着くまでの過程を大事にするという意味で、そういう考え方もあるのではなかろうかということをお願いして、私からの答弁とさせていただきます。

なお、専門的な分野におきましては教育長から答弁があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 今野文樹君 登壇〕

○教育長（今野文樹君） 教育長、答弁いたします。

ただいま尾形議員の方からスポーツ振興、生涯学習の充実という視点で質問をしていただき本当にありがたいなと思っております。基本的には今町長がお話ししたことが基本的なことなのではないかなと思っておりますけれども、教育委員会として体育振興あるいは社会教育等についてちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

過日、他市町村の若い女性が役場に来たんですけれども、そのとき副町長が、加美町の特徴ということをちょっと聞いていたんですけれども、そのそばにいたんですけれども、そのときの答えが、加美町には人が集まる場所がいっぱいあるというようなニュアンスのお話をしておりました、人が集まる場所がいっぱいあると。これは大型店舗に集まっているということもあるんでしょうけれども、よい趣味のサークルがあって、よい仲間がいて、その方々がスポーツ施設あるいは公民館や図書館とか文化施設等、公共施設を活用していろいろな方々が集まっているんだなというのを改めて感じた次第でございます。考えてみますと、小野田地区にも宮崎地区にも中新田地区にもいろいろなサークルの方々、スポーツあるいは文化サークル、趣味のサークルの方々が集まって、町の施設等を活用して非常に楽しそうにそれに興じているというんでしょうか、高じているというのでしょうか、その姿は非常に多く見られる町だなということを改めて実感いたしました。

さて、スポーツの振興ということですが、スポーツの果たす役割を考えたときに、町民のスポーツへの主体的な取り組みを基本としまして、町としても町民のニーズや期待に的確にこたえ、「町民のだれもがいつでもどこでもいつまでも」の合言葉のもとにスポーツ活動を日常的

に実践できるような環境を整備する必要があるということは、これは当然のこととっております。こういったことを踏まえまして、今年度から体育振興課の方では加美町スポーツ振興基本計画の策定作業を進めているところでございます。成人の週1回以上のスポーツ実施を2人に1人以上にするという目標や、加美町らしい総合型地域スポーツのあり方について回を重ねるごとに議論をなさっていただいているというところでございます。

スポーツ振興ということについて、夏休みにこんな例がございました。中学校の県大会の会場、仙台市太白区の仙台市体育館であったんですけども、そこに宮崎中学校のバレーボール部が郡を突破して参加しておりました。私も応援に行きましたけれども、応援視察というんでしょうかね。ふと気づいたことは、宮崎中学校のバレー部の応援に小野田中学校の親と子供が応援に来ておったと。日ごろから練習等でお世話になっているということで、応援に来ておったと。非常に私はちょっと目頭が熱くなるような光景でございました。これなどもスポーツの振興、あるいはスポーツが文化として根づいておりますし、統合の話ではないんですけども、自然と交流が行われているいい姿だなというふうに思っておりました。

さて、社会教育課の方では、平成17年の総合計画の中である「だれもが楽しく学べる町」として町民の生涯学習活動推進を位置づけておりましたけれども、平成19年度にこれを受けて加美町生涯学習計画を策定し、それをもとにさまざまな諸団体の意見等も受けながら充実推進を図っているところでございます。中身につきましては議員御承知の中身ではないかなと思っております。

議員がおっしゃるように、諸活動というのは人から言われてやるのではなくて、自分自身から進んでやるのが大切であるということからしても、スポーツあるいは文化、市民団体の自立を促して、住民サイドから自主的、自発的に実践する生涯学習活動ということの形態を目指していきたいなとも思っていますし、行政としても住民と協働しながら、町民参画型の社会をつくっていくのに努力していく必要があるなというふうに思っております。

宣言という場合に、例えば「カヌーのまち」とかですね、あるいは「コーラスのまち」とか、いろいろなことが部分的には考えられるわけなんですけれども、初めに宣言して盛り上げていくという方法もあるかとは思いますが、盛り上がりや時期、タイミング等々も考慮しまして、先ほど町長の話にもありましたけれども、「スポーツ・生涯学習のまち宣言」については今後考えていきたい分野なのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） ちょっと調べてみたんですが、県内においてスポーツ宣言を行っている

市町村が仙台市、大河原町、柴田町、合併してなくなったんですが、本吉町、古くは古川市、そして松山と。それから、生涯学習の町宣言をしているところが、県内に三つありまして丸森町、七ヶ浜、大郷というふうなことであります。

今現在、全国的に見ますと、スポーツを通して町おこし、そしてまちづくりというふうなことが活発に行われている地域がいっぱいあります。そうした中、ぜひこの生涯学習、あるいはスポーツ宣言というふうなところから発展して、進化をさせて、健康都市宣言、先ほども話をしたんですが、「健康づくりのまち、加美町宣言」というふうなことで、健康都市宣言を行っている町はどうなのかなというふうなことで調べたんですが、結構やはり日本にも宣言しているところがありまして、やはり先ほど町長さんがお話ししたとおり、トータルで考えたときに「健康づくりのまち」の方がいいのかなというふうに現時点では考えております。

先ほど町長さんの話にあったんですが、行政の方からそうしたプランを提案するよりも町民サイドから盛り上がって、そうした町をつくりましょうと、あるいは宣言に向けてスタートしましょうというふうなことで、まとまっていっただけの場合は町としてはそうした類の宣言を行うとするのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） この方向性というものはだれも否定する方向性ではないと理解をします。だれもが生涯学習というのは分野、ジャンルがいっぱいあるわけですが、おのおのそこにかかわることによって日々の生活が充実して潤いのあるものにして、ある意味では生産につながる、そういったものの総称的なものが生涯学習ということで呼ばれてきたわけでありますから、そして、その中で重要な役割を果たしてきたのがスポーツであり、生涯学習の中でも文化面の活動というものが、既に我が町では活発になされているということでございます。

したがって、その手法について先ほども御提案というか、御答弁をいたしましたけれども、これはそういう皆さん方がみずからそういう方向をつけていくのにさらに発展するためにそういう宣言をしたいというようなことであれば、当然それは町として拒む何物もないわけですから。ただし、これまでの組織としますと、教育委員会に置かれておる生涯学習計画についていろいろな委嘱している分野がございます。生涯学習推進員、あるいは生涯スポーツ推進員という制度がありまして、その組織化されたものがございます。こういったところでも検討していただくということも一案かなというふうにも思っております。あるいは、尾形議員が議員になられたその原動力というものは、ある意味ではこれまでのスポーツ活動というものもあるんだろうというふうに思いますし、そういったことを今度は議員の立場として、議会をその方向性という形で議

員発議の形も当然考えられるのではなかろうかというように思います。

いずれにしても、その趣旨というものは決して否定されるものでなく、むしろ前向きに考えるべきものだということをお答えさせていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） ちょっと細部にわたって質問したいと思いますが、まず最初に生涯学習計画についてなんですが、生涯学習計画が19年よりスタートして3年経過するわけですが、この3年の成果と課題について伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） 具体的な場面につきましては課長の方から答弁させたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。お答えします。

この生涯学習計画につきましては、平成19年度に作成されたものでございまして、そのときに基本構想、基本計画というふうなものを掲げまして、それで前期、後期という形で実施計画を作成してございます。平成19年から21年までが前期ということで3年、後期が22年から26年までの5年ということで、これは町の総合計画と一致した形の中で計画をされているものでございます。今現在の実施計画の前期ということで申し上げますが、19年度に作成されまして19年度におきましてはその実施計画の作成、内容等について調整をいたしまして、実際は20年、21年というふうな形でその計画に基づいて進めているということでございまして、今20年、21年という中におきましては実施計画に盛り込んでいる内容についてはほぼ計画どおりに進めているというふうな状況でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） ただいま20年と21年の成果というふうなことで話を受けたんですが、加美町生涯学習計画の中の第5章の第2節、第3節に、生涯学習を推進するための体系、あるいは体制づくりということであらうなわけですが、生涯学習推進会議、そしてまた町民会議は今どうなっているのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長、お答えします。

ここで実施計画の中で、町民会議と、仮称というふうなことでなっておりますが、これにつきましては先ほども町長が申し上げましたとおり、今既存の生涯学習に関する振興についてお願いしている生涯学習推進員さん、これが行政区に79名おりまして、この生涯学習推進員さんにつ

きましては今年度を初年度として一応3年間の任期がございまして、その生涯学習推進員さんの方に協議会を設置していただくというふうなことで協議会を設置していただいております。ですから、これまでの振興のほかに、この協議会としてこれから22年度以降に後期の実施計画を作成するというので今取り組んでいるところでございまして、これらの実施計画をこの生涯学習推進員さんの協議会の方にもお諮りしまして、計画立案をしていきたいというふうなことを思っています、今ここでいう町民会議というふうなことでの位置づけとして考えてございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 当初の計画で、生涯学習の町民会議というのは、生涯学習推進員さんを計画していたのでしょうか、最初から。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） この町民会議につきましては、ちょっと私も引き継ぎの中ではそういった細かい具体的な事例というのはなくて、これは検討しながら進めて組織を考えていくというふうに理解しております、ことしそういう体制ということで考えたというふうなことです。

さらには、社会教育委員さんにおかれましても、今年度から新たな委員さんをお願いするというふうなことでございまして、社会教育委員さんにつきましては専門的な団体、そういった方々からお願いしておりますので、その方々ともあわせて、そういったこれからの計画をどういうふうにして具体的に進めていくかというようないろいろな面も含めて意見をお聞きしながら審議していただくということにさせていただきます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） もっともっと掘り下げて質問したいところですが、次にいっぱい質問を用意していますので前に進みます。

生涯学習についてなんですが、行政区における生涯学習活動の支援とあるが、現在どうなっているかというふうなことと。

後期5年の計画を本年10月に計画を見直しするということではありますが、どういう取り組みをしていくのかというふうなこと、2点目。

3番目に、生涯学習審議委員のメンバー構成についてなんですが、中身に公募による一般町民というふうなことで3ないし4名が入っているわけですがけれども、1期目終了して2期目しているわけですね、任期はね。そうしたときに一般公募による町民の公募はなさっているのか、あるいはその任期をそのまま継続しているのかどうかというふうなことをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長、お答えします。

行政区における生涯学習活動の支援というふうなことでございますが、今の計画の中ではコミュニティライフ事業と申しまして、各行政区の中で生涯学習に関する講習会、研修会等を開催するというふうなときに、その講師を招くということになりますと経費がかかるわけですが、2万円を上限としましてその講師に関する補助助成をしているということで、これらも各行政区の方に区長さん、それから生涯学習推進員の方をお願いをしまして積極的に活用していただくように図っているということでございます。

それから、5年後の実施計画の見直しをどうするのかということにつきましては、20年、21年というふうなことで経過を踏まえた中で実施したもの、実施できなかったものを検証しまして、それらを先ほど申し上げましたとおり社会教育委員さんの方に報告をして審議していただいて、また5年後の計画につきましては社会教育関係の教育総務課、体育振興課、それから各公民館等と踏まえまして、そういった会議を開いて、その実施計画を作成していきたいというふうなことで見直しという言葉は適当かどうかわかりませんが、そういう形で進めていきたいと思っています。

それから、生涯学習審議会の話ですが、この審議会につきましては19年度に加美町の生涯学習計画を作成するときに、その作成するための委員さんということでお願いしておりまして、これがもうでき上がったということで、今は解散というふうなことになってございます。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 次に、加美町のスポーツ振興基本計画の策定中であるということで、その進行状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長でございます。お答えいたします。

現在作業を進めております加美町スポーツ振興基本計画の進捗状況でございますが、委員の方々に社会教育委員、体育指導員とか、各種スポーツ団体の代表の方、それから学校関係とか、子供会並びに保健福祉課の方で担当しております健康増進計画策定委員会の代表の方、約20名ほどに委員になっていただきまして、大きな二つの目標を掲げて、その目標を達成するためにはどのような手段、方法があるのかという細かいところの協議を進めているところでございます。

その二つの目標としましては、50%の成人が週1回運動することを目標としようということ。これは国で掲げている数字と同じものでございますが、それを一つ掲げております。もう一つと



しましては、その50%を達成するためにどのような環境を整備していこうかということ踏まえまして、各地区に総合型地域スポーツクラブをつくって、それを育成していこうという二つの目標を掲げております。

作業を進める上でいろいろな年齢層の方々から意見を集約しまして、現在最終段階とまではいかないんですが、そのちょっと一歩手前というところで、婦人層とか高齢者層、あわせて障害者のスポーツも推進していく考えもございますので、そういう方々からいろいろな意見をお聞きして今年度中に計画書をまとめていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） スポーツの果たす役割は言うまでもないんですが、それはそれは大なるものがあると思います。健康づくり、人づくり、そして地域づくり、まちづくりとはかり知れないパワーを持っているのではないかなと思っています。

そこで、策定中であります計画について、三つの提案と要望をしたいと思います。

一つは、スポーツカレンダーの作成とありますが、私も大賛成でありまして、ぜひつくっていただきたいというふうに思っております。しかしながら、予算が心配というふうなことで財政の心配をしているようですが、財務課の方でぜひこの予算はつけてほしいというふうに思います。

二つ目、振興基本計画は生涯学習計画同様、こうした冊子にいずれなるのかなというふうに思いますが、これはこれとしてですね。県のインターネットで引き出したんですが、こんなに簡単に一目してすぐわかるというような要旨でつくっております。こうしたものをだれが見ても簡単にわかりやすいものを毎戸に配布してもらえればありがたいというふうに思います。

三つ目ですが、国では医療費の抑制に向けてというふうなことで、平成12年国民の健康づくり運動、平成18年には健康づくりのための運動指針を打ち出しました。我が町ではスポーツの実施率を、先ほど話ありましたとおり、50%を目標にするというふうなことでありますが、この実現に向けてこれを達成することにより、現在町での国民健康保険の本年度の予算額がざっと27億9,000万円であります。この実施率50%を達成することによって、その何千万円の削減、あるいは何億円の削減になるというふうなことで、数値目標があればいいのかなというふうに考えております。ちなみに、横浜市の例なんですけど、先日、岩手県の金ケ崎市の議会広報に載っておったんですが、これは2009年1月1日の発行です。横浜市の医療費削減効果見積もりによりますと、医療費削減が期待できそうな世代15歳から74歳について見ると、運動率を現在の3分の1、30%から2分の1、50%に引き上げることによって、約56億円の効果が期待できる。また、週1回以

上スポーツをする人が6%ふえることにより医療費が25%削減できるというふうにあります、当町においてもやはり医療費の削減というふうなことを考えたときに、せっかくですから、こうした計画をつくるに当たって数値目標があればいいのかなというふうに思いますので、その算定を一つお願いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

まず1点目のスポーツカレンダーの作成の要望の件でございますが、やはり町民の方々のスポーツの実施率50%を進めていく上で一番必要となるのが、いついかなるとき町内でどういう催し物をどういう施設でどんなものを行っているのかという情報を仕入れることが一番大事ではないかなというふうに考えます。そういった意味で現在進めております基本計画の中に、スポーツカレンダーの作成というものを計画の中に盛り込んでおりますが、やはりスポーツだけじゃなくて、いろいろな意味で生涯学習、保健福祉も含めた全般的なカレンダーの作成も必要なのかなというふうに考えているところでもございます。その辺も含めまして、ぜひ財政面の支援をいただいて、作成、毎戸配布を進めていくように強力にアピールしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の県でもホームページに載せております要約版の毎戸配布をという御要望でございますが、9月、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、その中で作成と毎戸配布を検討していきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、国保の医療費との関係を数値化してはという御質問でございますが、現在進めている策定作業の中ではそこまで数値化するような作業は進めておりません。今後作業を進めていく中で関係機関と協議を進めながらどのように方向性を持っていくか、委員さんとの御相談を進めていきたいなというふうに考えております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今回スポーツ振興計画をつくっているわけですが、町の基本総合計画が15年、生涯学習の方が19年に作成というふうなことです、4年前に機構改革をして体育振興課を設けておりますが、そのときに同時にスポーツ振興計画をスタートさせることができなかったかどうか。もう少し早目に基本計画をつくってもよかったのかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

今回策定を進めております基本計画に関しましては、たしか19年度か20年度ころからその下準備作業を進めているところでございます。19年度にはスポーツ振興現状把握のためのアンケート調査もやっておりますし、昨年度に関しましては大学の先生も含めましてその下準備等もやっております、今年度最終段階の計画書の策定というような形で、19年度から準備を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 3日ほど前ですか、きのうおととい、2日前にちょっと耳にしたんですが、2年ほどしたら、加美町の体育振興課がなくなるというふうな話を聞いたんですが、その辺はいかがでしょうか。町長さん、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） どこからどのように出てきたのか、私としては全く初耳でございますし、そのことがどういう意図でその方が話されているのかわかりませんが、現時点ではそういうことは考えておりません。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 最近よく耳にしますが、協働のまちづくり、町民と一体になったまちづくりをというふうに多く言われますが、協働のまちづくりをしていく中でスポーツを通して進めていくのが一番いいのかなと私自身思っています。まちづくりにはまずすべて人が絡みますので、そうした中でスポーツを通しながら、その人材の育成をしながら、町の健康、そしてまちづくりというふうなことが一番望ましいのかなというふうに思いますが、もう一度伺いますが、体育振興課がなくなることはありませんね。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長です。

それはわかりません。というのは、今から御案内のとおり職員数は減っていきます。ただ、町長部局については町長が判断しますけれども、教育委員会部局については教育委員会で判断すべきことです。ですから、町長なくなりませんねと言われても町長は何とも答えようがないと思います。その点でしたら教育長の答弁が必要だと思います。ただし、先ほど申し上げましたように、町全体の職員数が減っていく中で担当課がそれほどあっていいものか、あるいは教育委員会とすれば学校教育、あるいは社会教育として一本化、あるいは二本化にした中で業務を進める考えもあってよいのではないかと思いますので、町長部局としての答弁はこれくらいでよろしいかと思っております。

○議長（一條 光君） 教育長に答弁求めますか。（「お願いします」の声あり）教育長。

○教育長（今野文樹君） 私の記憶では、町の計画では職員はあと 100人ぐらい減らすことが目標になっているような気がしておりましたけれども、時代の中でその時点その時点で組織機構、これを考えていかなければならないと思っております。

スポーツ振興が正しい、あるいは文化振興、これが手を抜くとか、そういうことはあり得ないことでありますので、あくまでも組織が体育振興課がどうなるかということにつきましては、現時点で答えることはちょっとできないのではないかな思っております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） まさに、今、加美町のスポーツ振興計画をつくろうとしているときであります。今後、加美町の健康とそしてまた町民のスポーツ活動、あるいは文化活動というふうなことを考えたときに、ぜひともスポーツ振興課だけは残していただければありがたいというふうに思います。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（一條 光君） 以上を持ちまして2番尾形 明君の一般質問は終了いたしました。

これを持ちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため1時40分まで休憩いたします。

午後0時40分 休憩

---

午後1時40分 再開

○議長（一條 光君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 報告第8号 平成20年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第8号平成20年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第8号平成20年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成20年度決算は、お手元に配付しております第11期決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 決算書の2ページに管理費というのがありまして、平成20年度と19年度で、そのほかはぐっと下がっているんですが、ここが増額になっております。そのコメントとして管理費の主な増額は水道光熱費及び燃料が110万3,000円、6.8%増となっておりますと書いてありますが、その中身について、増額が497万4,000円に対して光熱費が110万円ということで、それ以外の管理費の増はどんなものがあったのか教えていただければと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長です。お答えします。

5ページの一般管理費の中で中段あたりに燃料費という項目があります。この部分につきましては525万3,000円を計上しておりますが、この部分が昨年度の重油代、灯油代の価格高騰によりまして管理費が高騰したということでありまして。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか、6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） もう1点、済みません。

4ページの営業外収益の中で法人税、住民税及び事業税が18万4,553円とあるんですが、これぐらいしか税金として入らないものなのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） ただいまの御質問ですが、これは前年に納付した税でありまして、これが経費と見られるということで今回差し引いて312万2,000円余の純利益を得たということでありまして。以上でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） そうすると、実際に町の方に税金として入っているのが18万4,000円幾らと思ってよろしいんですね。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） はい、御質問のとおりでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） このゆ〜らんどに関しましては優待券の数が相当枚数印刷されている、その関係の入湯税はどうなっているのかとか。あと、総会の際に多大なお土産といたしますか、出していると、その経費はどこに計上されているのかとか。ちょっとわからないことがたくさんありますので、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） 商工観光課長、お答えします。

ただいま新田議員から御指摘あった件につきましては、監査委員が今回この振興公社に監査が入っております。また、担当課におきましても公社に対しましてただいま申し上げたもろもろの部分については改善の指摘を申し上げておまして、今回8月31日付で振興公社より町長に対しまして改善の報告がありました。

その部分につきまして金額的には申しませんが、例えば改善の中身を申し上げれば、棚卸し。これまで棚卸しをやってきたわけですけれども、その棚卸しにつきましてはきちんと定期的に棚卸しをまずやるということでありまして、ただいま新田議員から出ました招待券の管理につきましても、きちんと台帳を作成して発行日とか、発行先あるいは発行枚数等をきちんと台帳に記載しておく。それから、取締役あるいは株主さんに対する優遇措置の改善につきましても、これは撤廃を含めると、撤廃を含めまして改善をするという公社からの報告がありますし、また社員あるいは準社員の優遇措置の改善につきましても、これまでいろいろな旅行費用等の公社で出していた部分、それにつきましては今後改めまして、きちんと互助会をつくりまして毎月積み立てして、その中から支出して行うということでありまして、さらに、入湯税の関係につきましては、ただいま御質問があったとおり招待券とか、あるいはそのほかの部分で無料で入館された部分、この部分につきましても今回の改善の中では4月に遡及して納めると。既にこれは改善済みでありまして、金額は申し上げませんが、こういった改善策というものが既に実施した部分を含めまして、公社から町長あてに提出されたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） それで、このごろちょっと見てますと、毎年300万円ぐらいつの純利益が上がっているんですが、これ指定管理ですので、その分少なく管理費を、指定管理の指定の場合の費用というのを少なく見積もっていてもいいのじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） ただいまの御質問ですが、毎年500万円ずつの利益ということのお話ですが、今年度で20年度の決算期におきましては、ただいまここでページ数で言いますと4ページの当期純利益金額312万2,805円、これは税抜きの価格であります。この部分についてはこの陶芸の里宮崎振興公社で実施しているバス運送事業、それから入浴介護事業、この部分も含めた金額での利益でありまして、実質で計算しますと20年度で計算しますと102万8,000

円。失礼しました、税抜きで 152万 5,000円、この金額が指定管理対象施設の利益ということでもあります。また、平成19年度におきましても本体の部分、それから運送事業、介護保険事業合わせても税抜きで 140万円の利益ということでありまして 500万円という数字は新田議員さんはどこから持ってきた数字かわかりませんが、そういった、ほとんど利用者も横ばい状態にあるということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 済みません、300って言ったんだけどね、500って言ってないですからね、まずね。ここに書いてあった当期利益の額を見て言っただけですので、誤解のないようにお願いしたいんですけども。

それから、ほかの例えば中新田の振興公社、小野田の振興公社と比べてちょっと役員報酬がこだけ抜きで高いようなんですが、その辺は管理の状態にもよるんでしょうけれども、その辺を改善していく気はないのかどうかだけ最後に教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（柳川文俊君） お答えします。

担当としても商工観光課ということで私も3公社の取締役会、それから株主総会と出席いたした中では、その報酬等の話題も出ておまして、その報酬額についてはやっぱり責任の度合いで決められるべきものではないかなと思っております。中新田振興公社については本当に非常勤で徹々たる報酬だと。もちろん規模等についても葉菜振興公社とは比べ物にならないという部分があります。葉菜振興公社につきましては常勤の専務がおります、社長は非常勤です。陶芸の里宮崎振興公社は社長が常勤で今年度からは取締役の改選では常務を置かない状態だということでもありますので、今後の方向性としましてはただいま申し上げたとおり責任の度合いによって報酬額というのは決められるべきものでありますけれども、いずれ、例えば将来3公社というものが一つになった場合のことも想定、考えられるわけですが、報酬額につきましては当然それぞれの公社で決められるべきものであって、一担当課が高いとか、それが高額とかという部分では申し上げられないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成20年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

---

日程第4 議案第83号 加美町庁舎整備基金条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第83号加美町庁舎整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第83号加美町庁舎整備基金条例の制定について御説明申し上げます。

新庁舎建設につきましては、本年度の施政方針で申し上げましたように、本年度から建設に向けた検討に入っております。現在庁舎内に加美町新庁舎整備検討委員会を設置しまして、年度内にその方向性を示すべく建設規模、場所、スケジュール等について早急に検討を進めているところでございます。今後、建設に向けての財源として合併特例債を活用することとしても、一般財源の確保が必要不可欠となることから、本年度から基金として積み立てていくものであります。基金の目標といたしましては、本年度から3年間で総額5億円を積み立てるものとし、今定例議会に2億円の補正予算を計上させていただいております。また、スケジュールにつきましても本年度の検討を踏まえ、来年度から具体的な建設を進めるための基本となる計画策定を進め、合併特例債発行可能な平成25年度までの完成を目指して進めてまいります。

以上のことから、本案件は庁舎整備準備のための基金を設置するもので、新庁舎の建設と小野田・宮崎庁舎の改修等に要する経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金条例の設置をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号加美町庁舎整備基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第83号加美町庁舎整備基金条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第84号 加美町住民バス条例の一部改正について



○議長（一條 光君） 日程第5、議案第84号加美町住民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第84号加美町住民バス条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は小野田地区及び宮崎地区と加美農業高等学校とを結ぶ通学用のバスを平成21年10月から運行するに当たり、運行路線及び運行区間を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

それぞれ小野田支所及び宮崎支所を起点とし、パイロットスクールを終点とする路線を追加するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 先日、西古川の件で同じようなバスの件でお話ししましたが、予定として何人ぐらい利用される予定なのか、その辺を参考にお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

この加美農線につきましては、生徒さん方にアンケートをとらせていただきました。夏休みが終わりましてアンケートが戻ってまいりまして、その中で利用する、利用しない、また雨の日利用とか、それぞれあるんですが、利用するというふうに答えられた方は小野田地区で21名、宮崎地区で22名でございます。それから、冬期間利用とか、具体的にいろいろあるんですけれども、最大公約数としては今申し上げた小野田地区21名、宮崎地区22名というのが数字でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） その最大で21名で、最小でといえますか、ずっと使うという希望の方はどのぐらいいらっしゃいますか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 常に利用するという方は小野田で11名、宮崎で9名でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ちょっとお伺いしたいんですけれども、実際、この住民バス許認可になる、許認可、要するにやっていいよという認可を受けたときにいろいろな制約があったと思うん

ですけれども、そういう制約の中でどうなるのかわからないんですけれども、せっかくパイロットスクールまで行くんですけれども、帰りは空ということになると思うんですけれどもね、だれも乗っていないという。これは管内というか、隣の色麻町とのいろいろな協議の中で、もし有効利用できないものかどうか、制約があったら別なんですけれども。結局、色麻の方々も中新田に来る場合もあると思うんですけれども、その辺の可能性というのはゼロなんですか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

まず、これからの手続としましては、きょう条例の御承認をいただければ来週にも地域公共交通会議というものを開催いたします。ここで宮城交通さん、それからタクシー業界、それから県陸運局等のメンバーによって、公共交通会議を開いて、そこで御承認をいただければ陸運局に登録をするという形になります。

今、色麻からのということですが、色麻には色麻町さんのタクシー会社さんとかございますので、そういう関係もありますので、加美町の住民バスが色麻町の方を乗せるというようなことについては今は考えておりません。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号加美町住民バス条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第84号加美町住民バス条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第85号 加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第6、議案第85号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第85号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正につ

いて御説明申し上げます。

平成21年2月の定例議会におきまして制定議決をいただきました加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例では、基金の運用から生じます利益については一般会計歳入歳出予算に計上することとしておりましたが、このほどこの基金の取り扱いについて国の指導により、基金から生じます利益については、これまで指定しておりました一般会計予算のほか、介護保険特別会計予算でも可能となりました。この基金の原資は第1号被保険者の介護保険料の抑制とその広報啓発のために国から交付されたものでありまして、介護保険特別会計と一体的なものでございます。このことにより基金の運用から生じます利益については、今後介護保険特別会計予算といたしたく条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） この基金条例につきましては2月の定例議会で制定されたわけですが、その際にもいろいろお聞きはしました。約1,650万円だと思いますが、その原資に基づいて運用を図りながら、第1号被保険者の保険料の軽減を図ると。これ今年度平成21年度アップ分の全額、それから来年度平成22年度は半額だったと記憶しておりますが、その辺この条例制定時における説明どおり進めていくものかどうか。

それから、もう一点ですが、基金の取り崩しですね、これ、今年度中どのくらい行うものかお聞きします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） お答えします。

今おっしゃられたとおりでございます。この基金に関しましては、国の事業ということで、平成20年度の土壇場で基金をつくりまして、現在1,646万5,000円の基金を積んでいるところでございます。支払いにつきましては、いわゆる取り崩しなんですけれども、平成21年度については全額ということで995万6,000円、22年度においてその半額ということで495万7,000円を取り崩すというようなことができるということになっております。それで、指導においてはその21年度については全額の995万6,000円何がし、これが上限として取り崩すことができるということでございます。基本的には21年度から23年度までの間に使うということになっておりまして、ただ、このお金の本来の目的自体は介護保険料の軽減ということになっているものですから、できるだけ早目に対処をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） わかりました。この基金につきましては本来の目的は介護従事者の待遇改善のためだと思うんですが、どうもそのとおりに行っていないという、厚労省においてもそういったきちんとした担保をとっていなかったせいもありまして、事業者の経営者のさじ加減で介護報酬、4回目でようやく上がったんですが、その分がどうも介護従事者待遇改善につながらないというものがあります。これは厚労省でも運用を初めてからそういった研修をきちっと行うということが言われておりますが、その辺の情報がもしありましたらお願いします。

それから、もう一点ですが、今回の条例の一部改正におきましては運用益の繰り入れの変更ですが、ちょっと関連してお聞きしますが、これ会計管理者にお聞きします。基金の運用益、これ大変今低金利時代で多分苦勞をなさっていると思います。そういった中でこの基金の運用、安全安心しかも確実、そして有利な方法で管理運用をしなければならないと思いますが、その辺のどういった基金の運用状況にありますかもあわせて伺います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 御質問をいただきましたこの基金を設置するための理由の大本となったお話でございまして、これは介護従事者の報酬を3%引き上げると。私もその段階において聞いている話では月額で1万5,000円から2万円ぐらい上がるのではないかという話を聞いて、そのまま御報告申し上げたようなことも聞いております。ただ、結果として、今議員さんおっしゃられたように、何かどこに消えているかわからないというような話もありまして、私も近くの老人ホームの方にお聞きしたら、「回らないんだね」という話でした。その後さらに報酬のアップのための方策をまた国がなさっているというようなことございまして、それが具体的にどういった形になっているかというのは承知しておりませんので、この辺で勘弁させていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 会計管理者。

○会計管理者兼課長（伊藤 東君） 会計管理者、お答えします。

基金の運用でございしますが、20年度前までは全部定期で運用しておりました。それで、昨年私が行ったときですが、一口当たり大口1,000万円以上では0.4の利率でございました。しかし、今現在は0.20ちょうど半分になりました。0.20%です。それで、普通預金につきましては昨年は私行ったときは0.2%でしたが、今は普通預金は0.04、5分の1ということになっております。それで、ことしの決算につきましては基金利息は出てきますが、それは数字的にはよろしいんですが、来年はぐっと下がると思います。

それで、昨年に、リーマンショック以前でしたが、国債を買ってみようかということで、まともって使えるのは合併特例資金でございますので6億円を国債を買っております。それが国債ですから0.7ということで、かなり高い数字でございました。それで、今年度に入りましてから合併特例基金は17億円ばかりありますので、10億円を運用しようということで、それは私だけじゃなくて上層部にも相談して2億円を愛知県債、それから2億円を宮城県債ということで、県債と地方債で運用して、それは0.8、0.87という高いので運用をさせてもらっております。それは愛知県債と宮城県債は5年物でございます。それで、昨年買ったのは2年物でございます。5年物を3年で手放す人がいましたので買ったので2年ということでございますが、10億円を運用していきたいと。そのほかのものは財政調整基金とか何かはまともっていませんので、いつ下ろすかわかりませんので、それは今までどおり定期ということで運用していきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第85号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第86号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第7、議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は出産に要する費用の実態を踏まえ子育て支援対策の充実を図るため、出産育児一時金の額を暫定的に引き上げるもので、本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したとき

は、被保険者の属する世帯主に対し、現在の「35万円」から4万円引き上げ「39万円」を支給するというものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 市立病院でお産して金も払わないで逃げていくというようなのが、去年何人かあったそうですけども、一体この補助金というのはその時点で病院での直接取引というのはできないものなのですか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 出産費用は非常に大きくなっているものですから、そのために今回4万円上げるということなんですけれども、あわせて、直接医療機関に支払うというような形になりますので、そういった形で進むというふうに考えております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第86号加美町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第87号 土地改良事業の事務の委託について（大堰頭首工）

○議長（一條 光君） 日程第8、議案第87号土地改良事業の事務の委託についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第87号土地改良事業の事務の委託について御説明申し上げます。

本案件は国営かんがい排水事業により造成されました土地改良施設の大堰頭首工と第1号幹線用水路の適切な維持管理を行うため、国庫補助事業の基幹水利施設管理事業に取り組むものでございます。土地改良事業の施行については6月に開催されました町議会第2回定例会におきま

して議会の承認をいただいているところであります。

大堰頭首工は、大崎市岩出山に位置し、岩堂沢ダムにより蓄えられた農業用水を一級河川江合川から取水し、第1号幹線用水路を経路し3,311.9ヘクタールの受益地にかんがいしており、区域が加美町内の多田川の一部と下多田川、平柳を含め大崎市にまたがっておりますことから、受益面積が多く施設が位置しております大崎市が主体的に管理を行うことになるものであります。

今回の案件は、複数の市町が管理事業を実施する場合には共同で行うための協議会を設置する方法か、または事務委託のいずれかによることとされているため、土地改良施設の公共性、公益性を踏まえ、関係機関との連携を保ちながら施設の管理体制を強化することを目的として、基幹水利施設管理事業に係る事務の一部を管理主体の大崎市に委託するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号土地改良事業の事務の委託についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第87号土地改良事業の事務の委託については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第88号 物品購入契約の締結について（社会教育用マイクロバス）

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第88号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第88号物品購入契約の締結について御説明申し上げます。

本案件はこれまで社会教育事業に使用することを目的に社会教育課中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館に配備して管理しておりますマイクロバス5台のうち、平成5年に購入し、走行距離が23万キロを超えております2台分について更新するもので、中古車両として限定して購入するものであります。

契約の方法は、購入する物品について町が指定した中古車両とした場合は、その取扱業者が限

定されることから随意契約といたしました。

また、その執行につきましては、マイクロバスを販売している2社から参考見積とマイクロバス使用運行状況調書を徴収した結果4台分が提出され、その中から価格、年式、走行距離などの選定順位により、三菱ふそうローザ2台を選定いたしました。

その後、取扱店である三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店から8月28日に見積執行した結果、998万7,690円で決定いたしましたので、同支店長工藤武男と物品購入契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、現在管理しております社会教育用マイクロバスの利用状況及び今回購入するマイクロバスの使用見積執行に関する資料につきましてはお手元に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今説明をいただきました。中古ということなんですが、指定する業者というのは1社しかないものなのか、それと通常新車で買うとどのぐらいするものなのか、その辺をお願いします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。お答えします。

業者につきましては、まず国内にマイクロバスは4車種あります。4車種ある中で、まずは車種を設定するために業者その4社から聞き取りをいたしました。そのときに価格を聞いたわけがございます。そうしまして、その中でトヨタのコースタ、それから三菱ふそうのローザというふうな2台が安いというふうなことで、この2台をまず選定したという経緯でございます。それからあと、いすずの方と日産のシベリアというのがあるんですが、これは高いと。あとは、もう一つ、いすずについては年間の販売台数が少ないというふうなことで、2社に決定しまして、その2社から、さらに2社に対しまして指名見積を行いました。指名見積を行いまして、その中の車種をさらに絞り込んだというふうなことです。その絞り込んだところから三菱ふそうのローザが年式、それから走行距離、単価の面で2車種を選定したというふうな経過で、最終的にはその2車種に対しまして取扱店である東北ふそう古川支店の方と見積合わせをしたということがございます。

それからあと、価格でございますが、当初予算で計上しておりましたのは、26人乗りで全部入



って 510万円で 1,020万円という価格で設定はいたしました、最終的に29人乗りということで見ますと 560万円ほどに新車なるというふうなことで、その関係もございまして、その見積もった内容の2種ということで、中古車に限定をして、それで執行したという経過でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） これ新車で買うとどのぐらいするものなんですか。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。

新車にしますと、これは18年式なんです、今現在の価格ですと 756万 5,000円という価格になっています。

○議長（一條 光君） そのほか、18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 似たような質問だったので、ちょっと変えます。

随意契約の場合の範囲が財務規則を見ますと、随意契約を締結しようとするときは2人以上から見積書をとらなければならないというふうに書いてあって、その範囲がアからオまでであるんですが、その中のこれは取扱業者が限定されると先ほど説明があったんですが、中古車を取り扱っている業者が限定されるという意味にとらえていいんでしょうか。このウの中には、購入する物品が特殊なため、その取扱業者が限定される場合には1社から、1人から見積書をとることができるというふうになっているんですが、その辺がよくわからないので説明いただきたいと思いません。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長です。

この財務規則の中で、購入する物品が特殊なため、その取扱業者が限定されている場合、1社から見積もりを徴収することができるというふうなことの規定でやりました。それで、中古を買うということで、あくまでもその中古の車を限定したということで随意契約というふうなことでございます。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） その中古の車を扱っているところがここしかなかったというふうに単純に言えばそういうことなんですか。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤鉄郎君） 社会教育課長。

この進め方につきましては、ちょっと先ほどの説明も不足であったんですが、まずは4車種、4業者がマイクロバスを取り扱っているというふうなことで車種の同等の条件の中で価格をお聞きし、その中で安いもの、さらには市場に出回っていないものというふうなもので、中古車を取り扱っても安いだろうというふうなことで、まずはそこでトヨタと三菱ふそうというふうなことで、まずは決定したということです。その取り扱っている2社から今度は見積もりを徴収したということです。それも条件をつけて、この条件については17年式以降の車、それから走行距離が6万キロ以内、それから29人乗りで、ディーゼル車、そのほかにもあるんですが、そういった形で提示して見積もりをとったと。その見積もりをとる中では業者の方で在庫に抱えているものだったり、同じ系列の業者の方から情報をいただいて、それで今中古として出せる車というものを探していただいたというふうなことでございます。その探していただいた中から、私の方でさらにその必要台数の2台を限定したということで、それが今回の随意契約というふうになったというふうなことでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号物品購入契約の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第88号物品購入契約の締結については原案のとおり可決することに決定いたしました。